

# 建築検査機構株式会社確認検査等手数料

令和8年4月1日

## 建築確認申請手数料

表1の基本料金と表2の付加手数料の合計とします。

表1 基本料金

申請面積 (㎡)	構造審査の不要なものはAのみ、構造審査のあるものはA+B、構造計算がルート2、ルート3によるものはA+B+Cを手数料とします (ルート2基準新設、値上げ)			
	A	B	C	
	意匠設備審査手数料  (値上げ)	構造審査手数料 (構造仕様規定、 ルート1構造計算)  (構造上棟毎)  (値上げ)	特定構造計算基準又は増改築特定 構造計算基準加算 (構造上棟毎)	ルート2基準 *2
100㎡以内	33,000	15,000	20,000	30,000
100㎡超から200㎡以内	38,000	15,000	20,000	30,000
200㎡超から500㎡以内	54,000	23,000	30,000	45,000
500㎡超から1,000㎡以内	115,000	40,000	50,000	75,000
1,000㎡超から2,000㎡以内	150,000	50,000	50,000	75,000
2,000㎡超から3,000㎡以内	210,000	50,000	60,000	90,000
3,000㎡超から4,000㎡以内	270,000	70,000	70,000	105,000
4,000㎡超から6,000㎡以内	300,000	70,000	70,000	105,000
6,000㎡超から8,000㎡以内	340,000	70,000	70,000	105,000
8,000㎡超から10,000㎡以内	370,000	80,000	80,000	120,000
10,000㎡超から15,000㎡以内	440,000	80,000	80,000	120,000
15,000㎡超から20,000㎡以内	520,000	80,000	80,000	120,000
20,000㎡超から50,000㎡以内	660,000	90,000	90,000	135,000
50,000㎡超から100,000㎡以内	1,100,000	90,000	90,000	135,000
100,000㎡を超える	2,100,000	90,000	90,000	135,000

\*1 KKと構造計算適合性判定機関との調整及び図書の整合確認に係る費用

\*2 特定構造計算基準等のうち、確認審査が比較的容易にできるものの審査

(説明追記)

## ご注意事項

・当社で確認を受けた建築物計画変更申請の手数料は申請面積の審査手数料(A+B+C)(ただしB、Cは審査が伴う場合に限る)の半額とします

・当社以外で確認を受けた建築物の計画変更申請は上表の手数料とします。

→別棟増築については、申請面積を対象とします。(削除)

・一体増築、改築、大規模の修繕もしくは大規模の模様替え(以下「増築等」)については、確認申請書第4面記載の申請以外の部分の面積も含まれます

・1以上の既存建築物が存する敷地内における増築等および移転についての対象床面積については、既存部分の(増築時の運用変更)

面積も対象となる場合があります。別途見積り

- ・構造計算に一般的な計算プログラム以外を用いた場合や、特殊な構造や計算方法と判断したものは上記の5倍とします。
- (文言修正)

- ・用途変更申請の手数料は上表の1.5倍とします。(適用基準の明確化)
- ・事前審査において、指摘回答のやり取りが3回以上繰り返されても訂正されない状況、不整合箇所が著しく多い状況が確認された場合、上表の手数料の50%を追加で申し受ける場合があります。
- ・消防局への当社社員による持込及び引取りは、各消防局の承認があった場合のみとし、別途手数料33,000円(税込)を加算します
- ・消防同意の再送付は、2,000円を加算します。
- ・一定の物件数をご申請いただくお客様に対しては割引の適用があります。

表2 付加手数料

- ・各審査項目等に応じて下表の手数料を加算します

審査項目等	対象面積又は適用範囲	手数料(円)
省エネ適合性判定適用除外 (仕様規定審査)	一戸建て住宅	20,000
	共同住宅・長屋等	50,000+3,000×住戸数
天空率による高さ制限不適用 (一戸建て住宅以外)	検討エリアごと	10,000
バリアフリー法及び同法第14条3項による条例の規定の審査 (対象部分の床面積の合計)	500㎡以内	10,000
	500㎡超から2,000㎡以内	20,000
	2,000㎡を超える	30,000
避難安全検証法(区画・階・全館) (対象部分の床面積の合計)	2,000㎡以内	80,000
	2,000㎡を超える	120,000
耐火・防火区画性能検証法 特定天井、限界耐力計算法 エネルギー法、告示免振法 (対象部分の床面積の合計)	2,000㎡以内	50,000
	2,000㎡を超える	表1 Aの料金の3割
<del>施行令第46条第1項の建築物以外の 木造建築物(木質フレーム構造など)</del>	<del>1棟あたり</del> (表1の注意事項で規定済みのため削除)	<del>50,000</del>
固有特定避難時間、固有通常火災 終了時間、及び特定区画通常火災 継続時間の計算を用いるもの	1棟あたり	300,000
昇降機の併願申請	昇降機1台あたり	昇降機手数料表に記載の額

### 補足事項

- ・当社指定のシステム(NICE WEB 申請)を利用せずに申請される場合及びシステムを利用するも「紙申請」とした場合は、1申請あたり10,000円を追加で加算します(紙申請時も追加徴収、値上げ)
- ・電子申請において、当社が消防同意に要する図書を紙面に出力する場合、1部あたり2,000円を追加で加算します。(ただし50ページを超える場合は別途見積りいたします。)

## 中間検査・完了検査・仮使用認定 手数料

表1の基本料金と表2の付加手数料の合計とします。

表1 基本料金

申請面積 (㎡)	中間検査・完了検査・仮使用認定		
	中間・完了 検査手数料  (値上げ)	完了検査 省エネ追加手数料 (仕様規定等含む) (標準入力法、主要室入力法は倍額) (判定対象一棟)	仮使用認定
100 ㎡以内	33,000	20,000	20,000
100 ㎡超から 200 ㎡以内	38,000	20,000	20,000
200 ㎡超から 500 ㎡以内	65,000	40,000	30,000
500 ㎡超から 1,000 ㎡以内	85,000	40,000	40,000
1,000 ㎡超から 2,000 ㎡以内	120,000	40,000	50,000
2,000 ㎡超から 3,000 ㎡以内	140,000	50,000	60,000
3,000 ㎡超から 4,000 ㎡以内	160,000	50,000	70,000
4,000 ㎡超から 6,000 ㎡以内	180,000	50,000	80,000
6,000 ㎡超から 8,000 ㎡以内	230,000	60,000	100,000
8,000 ㎡超から 10,000 ㎡以内	250,000	60,000	110,000
10,000 ㎡超から 15,000 ㎡以内	270,000	60,000	130,000
15,000 ㎡超から 20,000 ㎡以内	280,000	100,000	140,000
20,000 ㎡超から 50,000 ㎡以内	330,000	100,000	165,000
50,000 ㎡超から 100,000 ㎡以内	1,000,000	200,000	500,000
100,000 ㎡超える	2,000,000	500,000	1,000,000

表2 付加手数料

項目	加算手数料
遠方交通費	遠方加算検査手数料表による
追加説明書	申請面積の確認申請手数料 (A + B) の 1 / 2 の額に付加手数料を加算した額
軽微な変更 (省エネ適判にかかるもの以外)	¥5,000 / 1 回 (申請以前に提出された事前の届け出を含め、提出された回数分)
軽微な変更 (省エネルート A、ルート B)	¥10,000 / 1 回 (共同住宅等の場合は、戸数 × ¥1,000 を加算)
再検査	検査手数料の 1 / 2 の額
特定行政庁による仮使用の事前検査	申請面積の仮使用認定手数料の 1 / 2 の額

### ご注意事項

- ・他社確認の検査及び仮使用認定料金は同建物床面積の審査料と同額が加算されます。(確認副本等とその全ての写しの提出が必要)
- ・当社で審査に関わっていない適合判定通知書等による建築物の完了検査省エネ追加手数料は、上表の完了検査省エネ追加手数料×1.5 とします
- ・増築等の完了検査手数料の算定対象床面積は確認申請時の対象床面積と同じとします  
(増築時の運用を追記)

建築設備・工作物 確認検査手数料

建築設備 (段差解消機等を追記)		確認	完了検査 (遠方は別途加算)
当社確認の建築物に設置 するもの	昇降機 (以下を除く)	30,000	30,000
	型式部材等製造者認証を 受けたもの	20,000	20,000
	小荷物専用昇降機 段差解消機等	20,000	20,000
上記以外	昇降機 (以下を除く)	60,000	60,000
	型式部材等製造者認証を 受けたもの	45,000	45,000
	小荷物専用昇降機 段差解消機等	30,000	30,000
昇降機以外の建築設備 (一項目につき)		30,000	30,000

工作物 (高さ基準の見直し)		確認 (値上げ)	完了検査 (遠方は別途加算)
令第138条第1項に掲 げるもの	高さ10m以下	35,000	35,000
	高さ10mを超え、高さ 20m以下	70,000	70,000
	高さ20m超	200,000	200,000
令第138条第2項及び第3項に掲げるもの		別途見積り	別途見積り (実質値上げ)

※付加手数料

確認申請を「紙申請」とする場合は、¥5,000を加算いたします。(追記)

軽微な変更は、¥5,000/1回とします。(追記)

※注意事項

建築物の完了検査と同時に完了検査を実施する場合、遠方加算検査手数料はいただきません。(複数の検査員で完了検査を実施する場合は除く。)(追記)

遠方加算検査手数料

	大阪府	兵庫県	京都府	奈良県	和歌山県	滋賀県
追加 なし	全域 (能勢町、豊能町、阪南市、岬町を除く)	神戸市(西区・北区除く) 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 川西市 宝塚市	八幡市 京田辺市 大山崎町 精華町	生駒市	なし	なし
検査 11,000 加算	能勢町 豊能町 阪南市 岬町	神戸市西区 神戸市北区 猪名川町	宇治市 向日市 長岡京市 城陽市 久御山町 井手町	奈良市	なし	なし
検査 22,000 加算	なし	三田市 明石市 篠山市 三木市 加東市 西脇市 小野市 稲美町	京都市 亀岡市 南丹市 木津川市 京丹波町 和束町 宇治田原町 笠置町	橿原市 天理市 桜井市 御所市 香芝市 大和高田市 大和郡山市 葛城市 平群町 斑鳩町 三郷町 王寺町 河合町 安堵町 川西町 三宅町 上牧町 広陵町 宇陀市 田原本町	和歌山市 岩出市 紀の川市 橋本市	大津市 草津市
検査 44,000 加算	なし	加古川市 姫路市 高砂市 加西市 丹波市 朝来市 宍粟市 たつの市 多可町 神河町 市川町 福崎町 太子町 播磨町	福知山市 舞鶴市 綾部市	五條市 高取町 大淀町 下市町 吉野町 明日香村	かつらぎ町 九度山町 高野町 海南市 紀美野町 有田市 湯浅町 有田川町 広川町 由良町 美浜町 印南町 みなべ町 御坊市	守山市 栗東市 甲賀市 湖南市 野洲市 近江八幡市 東近江市 竜王町 日野町
検査 55,000 加算	なし	上記以外	上記以外	上記以外	上記以外	上記以外

※ 福井県は全域 55,000円加算とします

※ 一箇所複数物件を同時に検査する場合は、1物件のみ加算します

## 建築物エネルギー消費性能適合判定料金一覧

建築検査機構株式会社

### ■非住宅建築物

税込金額（円）

面積（㎡）	モデル入力法		標準入力法	
	工場・倉庫	左記以外	工場・倉庫	左記以外
0～300	66,000	99,000	132,000	198,000
300超～500	77,000	121,000	154,000	242,000
500超～1,000	88,000	143,000	176,000	286,000
1,000超～2,000	99,000	176,000	198,000	352,000
2,000超～3,000	143,000	209,000	286,000	418,000
3,000超～4,000	154,000	231,000	308,000	462,000
4,000超～6,000	165,000	242,000	330,000	484,000
6,000超～8,000	187,000	275,000	374,000	550,000
8,000超～10,000	198,000	297,000	396,000	583,000
10,000超～15,000	242,000	341,000	484,000	682,000
15,000超～20,000	275,000	385,000	550,000	770,000
20,000超～50,000	297,000	440,000	594,000	902,000
50,000超～100,000	363,000	550,000	726,000	1,100,000
100,000超	495,000	1,100,000	990,000	2,200,000

### ■住宅等

税込金額（円）

一戸建て住宅	44,000
共同住宅・長屋	<b>132,000 + 戸数 × 3,300</b>

値上げ

### その他

運用基準明確化

・複合建築物の場合は、非住宅建築物の料金と住宅等の料金の合計となります。

・計画変更及び軽微変更該当証明書の申請（軽微変更ルートC）は、上表の半額となります。

・適合判定通知書の再発行手数料は、5,500円（税込）となります

・共用部の審査を行う場合は、132,000円（税込）加算となります。 値上げ

当社では下記の通り、上表からの増額・減額を設定しております。

・増額幅①：他機関で確認申請を実施し、当社で省エネ適判を単独申請される場合は上表に2.0を乗じた金額を上限とします。

・減額幅：申請件数及び審査難易度を勘案し、上表に0.35を乗じた金額を上限とします。

## 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)に係る評価料金一覧

■ 戸建住宅 (新築)		料金表 (円)	合計金額 (税込金額 消費税10%)
申請区分等	料金		
(1) 単独申請	44,000 (40,000 4,000)		
(2) 併願申請	22,000 (20,000 2,000)		

■ 共同住宅等 (新築、住戸のみ)		料金 (基本+一戸当り×住戸数+共用部)		
申請区分等	基本			
	基本	一戸当り	共用部	
(1) 単独申請	132,000 (120,000 12,000)	3,300 (3,000 300)	132,000 (120,000 12,000)	
(2) 併願申請	66,000 (60,000 6,000)	2,200 (2,000 200)	66,000 (60,000 6,000)	

値上げ

## ■申請に伴う取扱について

- ・上表は基本額とし、弊社が想定していない工法等であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、申請内容を勘案した見積りとさせていただきますので、あらかじめその内容をおきかせいただく場合があります。
- ・複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）の場合は、別途見積りとします。
- ・併願申請とは、設計住宅性能評価・長期使用構造等確認・低炭素建築物認定技術的審査・建築物エネルギー消費性能適合性判定・住宅性能証明とBELSを、同時に申請した場合とします。ただし、同一の計算内容である場合に限りです。
- ・評価に用いる計算プログラムは、「国立研究開発法人建築研究所のエネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いたものとします。
- ・計画変更に係る申請料金は、上表に定める料金の半額とします。  
ただし、床面積及び住戸数の増加を伴う場合は、増加部分については半額適用除外として加算します。
- ・評価書等の再発行をする場合は、1通につき5,500円（税込）の料金となります。
- ・評価を行う区域は、大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県・福井県とします。
- ・評価書の交付とは別に、申請者の希望により「シール」又は「プレート」での表示ができます。その場合、別に料金（当社手数料含む）が必要です。尚、プレートの規格は住宅性能評価・表示協会が定める仕様の中から選択する事になります。

修正

## 建築検査機構株式会社

〒541-0041 大阪市中央区北浜3丁目1番22号  
 あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル3階  
 (京阪・地下鉄淀屋橋駅 1番出口すぐ)  
 TEL: 06-6231-8226、06-6231-8227  
 URL: <http://www.kenchikukensa.com>